

○ 盛岡市市民運動公園(盛岡市運動公園条例)

野球場

区分			利用料			
			土曜日及び休日		その他の日	
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア	一般	520円	3,360円	310円	2,000円
	野球に利用する場合	高等学校生徒以下の者	260円	1,680円	150円	1,000円
		その他の催しに利用する場合		1,360円	8,730円	1,050円
料金を徴収する場合	アマチュア	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円
	野球に利用する場合	高等学校生徒以下の者	840円	5,370円	520円	3,360円
		その他の催しに利用する場合		利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が63,000円に満たない場合は、63,000円)	利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)	

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて利用する場合をいう。